

4. ベトナム

4.1. 地理的表示を保護する制度

ベトナムは、地理的表示について、2005 年制定の知的財産法に基づき、地理的表示及び団体商標/証明商標の 2 つの方法で保護を与えている。

ベトナムは 1995 年民法典に基づき、地理的表示を「原産地呼称」制度として保護していたが、WTO 加盟に向けて知的財産に関する法制度を TRIPS 協定に適合する制度に転換するため、2005 年に知的財産法を制定し、「原産地呼称」を「地理的表示」に改めて現行の地理的表示保護制度を整備した。

別途、ベトナムは 1982 年に団体商標制度を、2005 年に証明商標制度を導入している。知的財産法では一般に商品またはサービスの原産地を表示する標識は識別性を認められないが、団体商標/証明商標はその例外とされており、団体商標/証明商標によって地理的表示を保護することが可能である。

地理的表示及び団体商標/証明商標のいずれも、科学技術省傘下の知的財産庁が管轄している。

知的財産法に基づき、外国産品も地理的表示または団体商標/証明商標の登録によって保護を受けることができる。

表 22 ベトナムの地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・主な関連規則等	日本からの登録
知的財産法に基づく地理的表示保護*	科学技術省	無し	<ul style="list-style-type: none"> - 知的財産法¹⁰⁰ - 知的財産法における工業所有権に関する政令¹⁰¹ - 政令 No.103/2006/ND-CP の解釈に関する通達¹⁰² - 通達 No. 01/2007/TT-BKHCN を改正・補足する通達¹⁰³ - 知的財産法における知的財産権の保護及び知的財産の国家管理に関する政令 	○
知的財産法に基づく団体商標/証明商標保護	知的財産庁(NOIP)	無し	<ul style="list-style-type: none"> - 知的財産における行政上の侵害に対する制裁に関する政令¹⁰⁴ - 政令 No.99/2013/ND-CP の解釈に関する通達¹⁰⁵ 	○

¹⁰⁰ 知的財産法（2005 年 11 月 29 日裁可の法律第 50/2005/QH11 号（2006 年 7 月 1 日施行）を改正した 2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号（2010 年 1 月 1 日施行）

日本語訳：<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/vietnam-tizaihou.pdf>

¹⁰¹ 知的財産法における工業所有権に関する政令 No.103/2006/ND-CP（2006 年 9 月 22 日付）（2010 年 12 月 31 日付制令 No.122/2010/ND-CP により改正） 英語訳：<https://wipolex.wipo.int/en/text/131859>

¹⁰² 政令 No.103/2006/ND-CP の解釈に関する通達 No.01/2007/TT-BKHCN（2007 年 2 月 14 日付）
英語訳：<https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn010en.pdf>

¹⁰³ 通達 No. 01/2007/TT-BKHCN を改正・補足する通達 No. 16/2016/TT-BKHCN（2016 年 6 月 30 日付）
英語訳：<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/17743>

¹⁰⁴ 知的財産法における知的財産権の保護及び知的財産の国家管理に関する政令 No.105/2006/ND-CP（2006 年 9 月 22 日付）
英語訳：<http://vcci-ip.com/wp-content/uploads/2017/06/Decree-99-2013-ND-CP-on-Sanctioning-of-Administrative-Violations-in-Industrial-Property.pdf> 日本語訳：

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/laws_industrial_property_rights_legislative_sanction_992013ND-CP.pdf

¹⁰⁵ 政令 No.99/2013/ND-CP の解釈に関する通達 No.11/2015/TT-BKHCN（2015 年 6 月 26 日付）

以下、それぞれの制度の概要を記す¹⁰⁶。

(1) 地理的表示登録制度

ベトナムでは 1989 年「産業財産保護法令」において初めて「原産地呼称 (Appellation of origin)」の保護に関する規定が導入されたが、実施規則が制定されなかったため、実際には登録が行われなかった。産業財産保護法令における原産地呼称に関する規定はそのまま 1995 年「民法典」で採用され、同法の下で 1996 年より知的財産庁による原産地名称の登録制度の運用が開始された。

その後、政府は 2000 年に「経営秘密、地理的表示、商号及び産業財産に係る不正競争防止権の保護に係る政令 No.54/2000/NĐ-CP」を公布し、同政令によって初めて地理的表示を産業財産の一つとして保護する旨を定めた。同政令において、地理的表示の保護要件は、国、地域または地方の地理的要因によつてもたらされる特殊な性質があることとされ、地理的表示に係る産業財産権は、保護要件を満たせば登録なしで自動的に成立するとされた。

これにより、ベトナムでは一時期原産地呼称保護制度と地理的表示保護制度が併存する形となつたが、2005 年に制定された現行の知的財産法において「地理的表示」に統合され、2006 年より運用が開始された。

(2) 団体商標/証明商標登録制度

ベトナムの地理的表示保護制度の中では、団体商標が最も早く、1982 年に公布された「商標に関する条例の公布に係る政令 No.197-HDBT」において制度化された。一方、証明商標制度は 2005 年の知的財産法に制定に伴い新たに導入された。

地理的表示と商標の関係

知的財産法では、保護されている地理的表示と同一または類似の標章であつて、当該標章の使用が商品の原産地について消費者を誤認させるおそれがあるものについては商標として識別性があるとみなされないと規定されている（法第 74 条第 2 項）¹⁰⁷。

知的財産法では、同一產品を地理的表示及び商標の両方として登録し、保護を併存させることができるかについては明記していない。ただし、地理的表示の権利者は、保護された地理的表示と同一または類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合、当該標章を使用することを妨げる権利を持たないと規定しており（法第 125 条）、保護された地理的表示の出願日よりも前に正当に登録された商標があった場合、保護の併存が起こる可能性がある。

¹⁰⁶ 現地代理人からの報告及び Nyuen Phuong Thuy 2015 「地理的表示と商標登録の制度設計～ベトナムの経験から得られるもの（博士論文）」を参照した。

¹⁰⁷ ワイン・蒸留酒については、保護されている地理的表示と同一であるか、または当該地理的表示を含むか、または当該地理的表示から翻訳され若しくは転写された標章であつて、当該標章が当該地理的表示を付している、地理的領域の原産でないワイン・蒸留酒についての使用に関して登録されているものについても、商標として認められない。

4.2. 登録の要件・手続・費用

知的財産法における地理的表示登録及び団体標章/証明商標の登録要件は以下のとおり。

表 23 ベトナムの地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの出願	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
知的 財産法	地理的表示	○	生産団体・個人、これを代表する組織、地方行政当局	原産国での GI 登録必須	製品	無期限
	団体商標	○	関係地域において商品・サービスの生産に従事する組織又は個人から成る団体	制限無し	商品・サービス	10 年 (更新可)
	証明商標	○	商品・サービスの品質等を証明する機能を有する組織	制限無し	商品・サービス	10 年 (更新可)

4.2.1. 登録要件

(1) 地理的表示登録制度

登録対象

知的財産法では、地理的表示の対象について保護対象は「製品」とされている。

品質特性（法第 79 条、法第 80 条）

登録には、以下の条件を満たす必要がある。

- (a) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域または国を原産とすること
- (b) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域または国の地理的条件に本質的に帰する社会的評価、品質または特質を有すること

なお、以下のものは地理的表示の登録適格性を有さない。

- (a) ベトナムにおいて商品の一般名称となっている名称、表示
- (b) 外国の地理的表示であって、それが保護されていないか、または今後保護されない、若しくは使用されない場合
- (c) 保護されている標章と同一または類似の地理的表示であって、それらの使用が製品の原産地について混同を生じることになる場合
- (d) 地理的表示であって、当該地理的表示を付した製品の真正な原産地について消費者を誤認させるもの

出願人の要件（法第 88 条、政令 No.103/2006/ND-CP 第 8 条）

ベトナムの地理的表示を登録する権利は国に帰属し、国は次の者に対して地理的表示出願権の行使を認めている。地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となってはならない。

- (a) 地理的表示を付した製品を生産する組織・個人
- (b) 上記組織・個人を代表する団体
- (c) 地理的表示が属する地方行政当局

また、原産国の法令の下で地理的表示に対する権利を有する外国の個人及び団体は、ベトナムにおいてその地理的表示を登録することができる。権利を有する者とは、知的財産の所有者、または当該所有者から知的財産を譲り受けた団体または個人を言う。

対象地域（法第 83 条）

地理的表示に対応する地理的領域は、言語及び地図により正確に決定されなければならない。

- (2) 団体商標/証明商標登録制度

登録対象

対象は商品またはサービスで、種類に特段制限がない。

品質特性

品質特性の指定方法等に関する特段の規定はない。

出願人の要件（法第 87 条第 3 項、第 4 項）

- 団体商標：適法に設立された団体組織。商品またはサービスの原産地を表示する標識に関しては、関係地域において商品またはサービスの生産若しくは取引に従事する組織または個人から成る団体でなければならない。
- 証明商標：商品またはサービスの品質、特性、原産地またはその他の関係基準を管理及び証明する機能を有する組織。ただし、当該組織が当該商品またはサービスの生産若しくは取引に従事していないことを条件とする。

団体商標/証明商標共に、ベトナムの地方の特産品の原産地を表示する場所の名前について出願する場合は、国家当局による許可を得る必要がある。

対象地域

対象地域の指定方法等に関する特段の規定はない。

4.2.2. 登録手続

(1) 地理的表示登録制度

地理的表示の登録は、ハノイにある知的財産庁（NOIP）の本庁、またはホーチミン支局またはダナン支局に書面で登録出願を行うか、オンライン申請システムを通じ電子出願する¹⁰⁸。知的財産庁は方式審査、実体審査を経て、登録の許可・拒絶の決定を行う。円滑に進行した場合は申請から登録まで約 9 カ月であるが、実際には案件の複雑さにより、15~18 カ月若しくはそれ以上かかる場合もある。登録された地理的表示登録証は、特段の問題が無ければ、付与日から無期限に効力を有する。

ベトナムの組織・個人、ベトナムに恒久的に居住している外国人、ベトナムに生産/取引の事業所を有する外国組織・個人は、直接または代理人を通じて出願を行う。ベトナムに恒久的に居住していない外国人、ベトナムに生産/取引の事業所を有しない外国組織・個人は、在ベトナムの代理人を通じて出願する必要がある。

出願に当たっては、以下の書類を提出する。書類はベトナム語で作成する必要がある。

- (a) 出願申請書（様式 05-CDDL）
- (b) 地理的表示である名称または標識
- (c) 地理的表示に係る見本
- (d) 地理的表示を付した製品の固有の特質、品質または社会的評価、及び当該固有の特質、品質または社会的評価を決定付ける自然条件の特性についての説明（以下「特性説明書」という。）
- (e) 地理的表示に対応する地理的領域の地図
- (f) 外国が原産地の場合、当該地理的表示が原産国で保護を受けていることを証明する書類
- (g) 代理人を通じた出願の場合は委任状
- (h) 手数料の領収書

なお、「特性説明書」には以下を含む必要がある（法第 106 条、通知 No.01/2007/TT-BKHCN 第 43 条）。

- (a) 製品の原材料、及び物理的、化学的、微生物学的及び知覚的特性を含む関係製品の説明
- (b) 当該地理的表示に対応する地理的領域の決定方法
- (c) 製品が当該地理的領域を原産とすることを立証する証拠
- (d) 地域的かつ安定的な生産及び加工方法についての説明
- (e) 当該製品の固有の特性、品質または社会的評価と自然条件との間の関係に関する情報
- (f) 当該製品の固有の特性または品質の自己管理体制に関する情報

地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは次頁図のとおりである。

¹⁰⁸ 知的財産庁ウェブサイト (http://www.noip.gov.vn/en_US/web/english/geographical-indications)

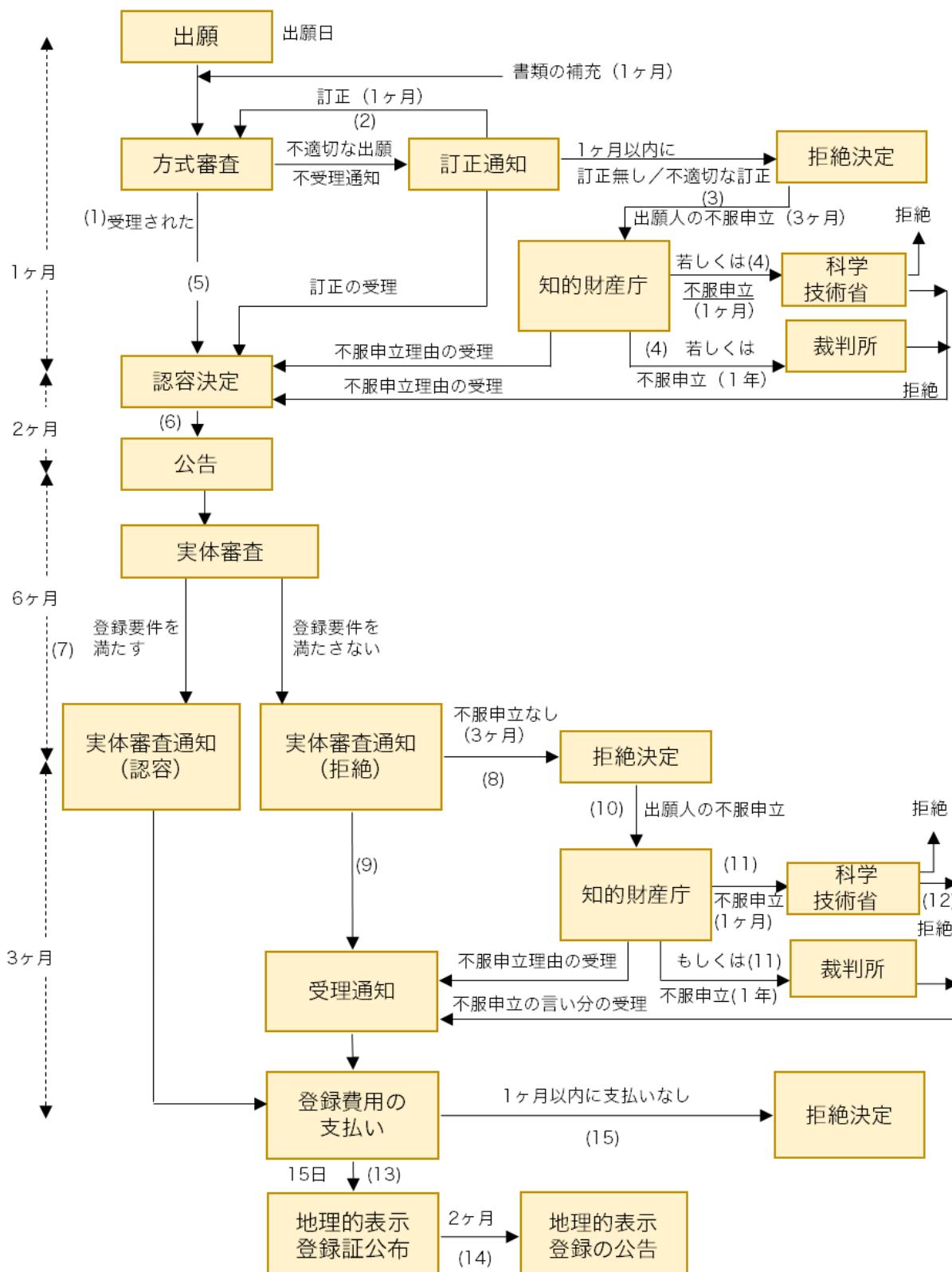


図 18 ベトナムの知的財産法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

(2) 団体商標/証明商標登録制度

団体商標/証明商標の登録手続きは、通常の商標登録手続きに準ずるが、基本的には地理的表示登録の流れと同じである。出願処理期間は、方式審査が出願から 1 カ月、出願の公告が方式審査受理から 2 カ月、実体審査が出願公告から 9 ヶ月となっている。出願手続きが円滑に進行した場合、申請から登録までに要する期間は約 12 カ月と見込まれるが、実際には 15~18 カ月要することが多い。団体商標/証明商標の登録証の効力は付与日から開始され、出願日から 10 年後に満了するが、更新が可能である。

出願の際に、以下の書類を提出する。

- (a) 出願申請書
- (b) 商標見本
- (c) 団体商標/証明商標出願に係る物品
- (d) 団体商標/証明商標出願の使用規則
- (e) 団体商標/証明商標出願に係る物品の固有の性質または品質についての記述
- (f) 出願人が団体商標/証明商標の当該物品について登録することについての地方行政当局による認可
- (g) 地理的領域の地図
- (h) 代理人を通じた出願の場合は委任状
- (i) 手数料の領収書

団体商標/証明商標として地理的表示を登録する手続きの流れを次頁図に示す。

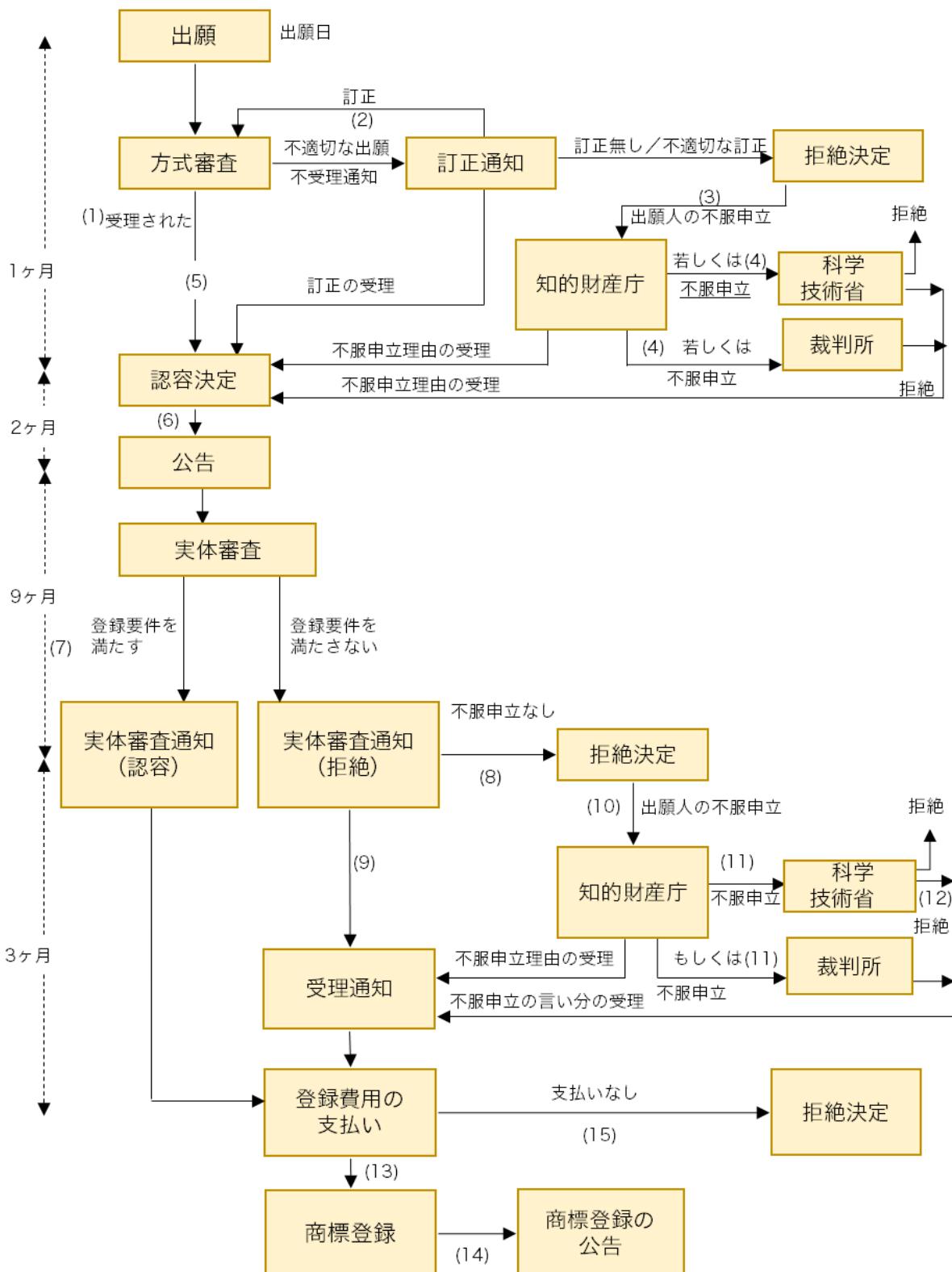


図 15 ベトナムの知的財産法に基づく商標登録手続きの流れ

4.2.3. 登録費用

(1) 知的財産法に基づく地理的表示登録

地理的表示の出願及び登録費用は、手続きが円滑に進んだ場合以下のとおりである。代理人費用については目安となっている。

印紙代

- 出願: 150,000 ドン (US\$ 6.7)
- 出願公告: 120,000 ドン (US\$ 5.4)
- 実体審査（調査費用を含む）: 1,430,000 ドン (US\$ 61.3)
- 地理的表示の登録: 120,000 ドン (US\$ 5.4)
- 地理的表示の登録決定の公告: 120,000 ドン (US\$ 5.4)
- 国内登録簿への登録: 120,000 ドン (US\$ 5.4)

代理人費用（付加価値税（5%）、通信費等の実費を除く）

- GI 出願 1 件分の出願及び登録費用: US\$ 260
- 必要書類の検討費用: US\$ 250-375
- 出願前の審査官面接費用（必要に応じて）: US\$ 500-700
- 英語からベトナム語への書類の翻訳費用: US\$ 10/100 語

*知的財産庁による指摘または第三者からの異議申立てがある場合、追加費用 (US\$ 250/時)

(2) 知的財産法に基づく団体商標/証明商標登録

団体商標/証明商標の出願及び登録に要する費用は、手続きが円滑に進んだとして以下のとおりである。代理人費用については目安となっている。

印紙代

- 出願: 150,000 ドン (US\$ 6.7)
- 出願公告: 120,000 ドン (US\$ 5.4)
- 実体審査（調査費用を含む）: 750,000 ドン (US\$ 32.3)
- 団体商標/証明商標の登録許可: 120,000 ドン (US\$ 5.4)
- 団体商標/証明商標の登録許可決定の公示: 120,000 ドン (US\$ 5.4)
- 許可された団体商標/証明商標の登録簿への登録: 120,000 ドン (US\$ 5.4)

代理人費用（付加価値税（5%）、通信費等の実費を除く）

- 団体商標/証明商標の出願及び登録費用: US\$ 270
- 必要書類のチェック費用: US\$ 250-375
- 出願前に行う審査官面談費用（あれば）: US\$ 250-500
- 英語書類のベトナム語訳費用: 100 ワード当たり US\$10

*知的財産庁による指摘または第三者からの異議申立てがある場合、追加費用 (US\$ 250/時)

4.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

知的財産法では、知的財産権の侵害に対して、侵害の内容や程度に応じ、行政的救済、民事救済、刑事救済が用意されており、これらの規定が地理的表示や団体商標/証明商標の侵害に対しても適用される。

ただし、ベトナムにおける知的財産権の侵害に対する救済は、主に行政上の救済が利用され、司法上の救済が利用されるケースは限られている。裁判手続きの複雑さや侵害の故意の証明の難しさ、知的財産専門の裁判所が設置されていないことなどが理由として挙げられている。¹⁰⁹

表 24 ベトナムの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の対応機関	行政的保護の内容	司法的保護の対応機関	司法的保護の内容
知的財産法	(地理的表示) <ul style="list-style-type: none"> ・ 固有の特質・品質に適合しない製品、類似製品、対象地域を原産としない製品への地理的表示の使用 ・ ぶどう酒・蒸留酒については、「種類」、「型」、「様式」、「模倣品」等を伴って地理的表示を使用する行為 ・ 偽造品/侵害品の輸出入 	科学技術省 監査局	・ 警告・罰金、偽造品の没収・取引停止など	地方裁判所	・ 民事訴訟による差止、損害賠償、侵害品廃棄等
	・ ぶどう酒・蒸留酒については、「種類」、「型」、「様式」、「模倣品」等を伴って地理的表示を使用する行為	商工省 市場管理総局	・ 税関監視、税関手続きの一時停止、差止など		・ 刑事処罰
	・ 偽造品/侵害品の輸出入	各省・県級の人民委員会			
	(団体商標/証明商標) <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一・類似の商標を、同一・類似商品に使用 ・ 偽造品/侵害品の輸出入 				

4.3.1. 不正使用の救済手段

侵害行為の定義

知的財産法では、以下の 4 点が、地理的表示の侵害に該当する行為とみなされる(法第 129 条第 3 項)。

- 地理的表示を有する製品の固有の特質・品質に適合しない製品について、たとえ当該製品が当該地理的表示対象の対象地域を原産とする場合であっても、保護された地理的表示を使用すること
- 保護された地理的表示を、その社会的評価・営業権を利用する目的で、地理的表示を有する製品と類似の製品について、使用すること
- 保護された地理的表示と同一または類似の標識を、当該地理的表示の対象地域を原産とせず、従つて当該地理的領域を原産とする製品について消費者を誤認させる製品に使用すること
- ぶどう酒または蒸留酒の保護された地理的表示を、商品の真正な原産地が表示され、または地理的表示が翻訳若しくは翻字により使用され、または「種類」、「型」、「様式」、「模倣品」などの語を伴

¹⁰⁹ JETRO, 2017 「ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/report_chizai_201709.pdf

う場合であっても、当該地理的表示の対象地域を原産としないぶどう酒または蒸留酒に使用すること

なお、団体商標/証明商標を含む一般の商標に対する権利侵害に該当する行為は法第 129 条第 1 項に規定されており、保護された商標と同一・類似の商標を同一・類似の商品に使用すること等が含まれる。

行政上の救済手段¹¹⁰

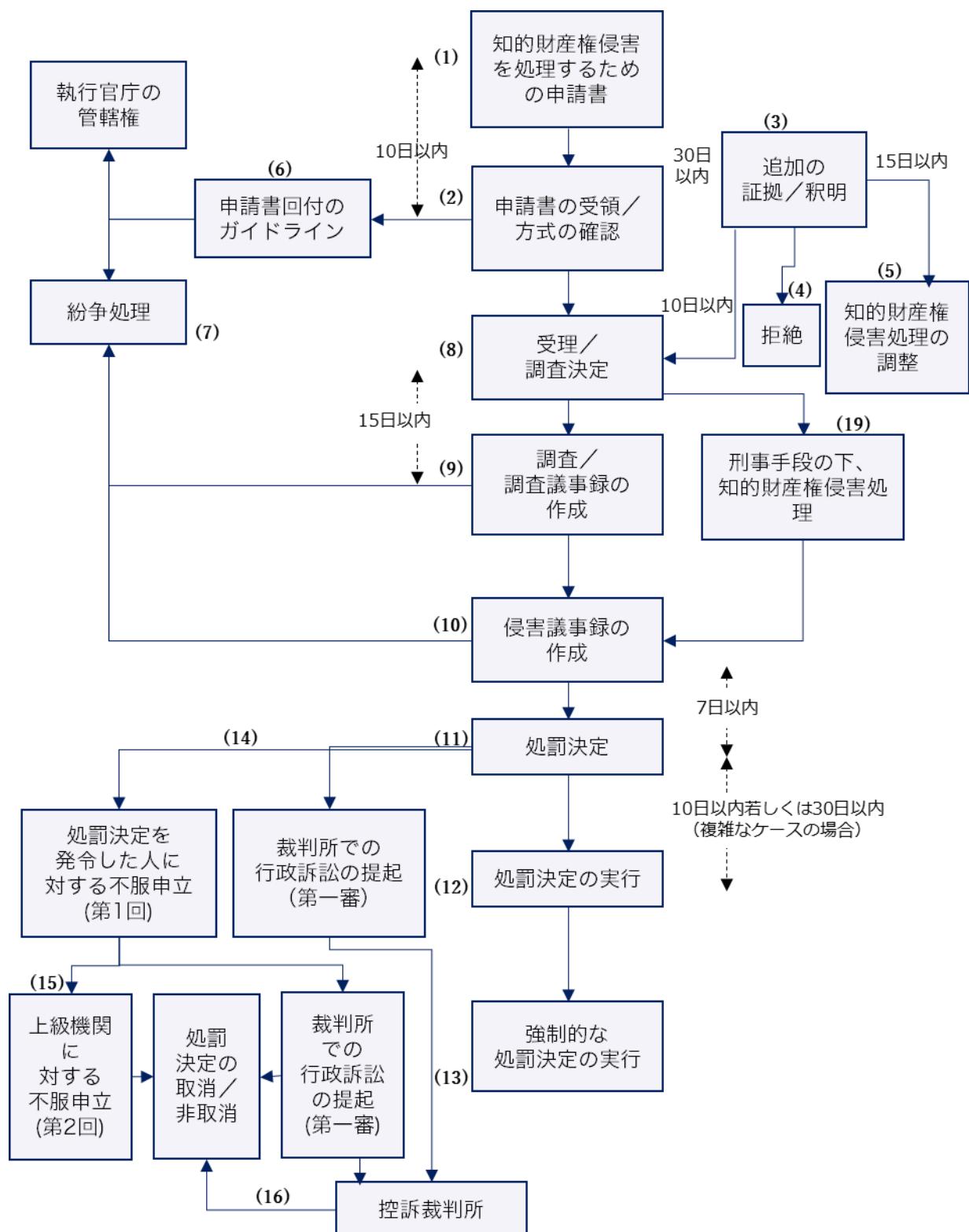
行政的救済は、科学技術省監査局、商工省市場管理総局、各省・県レベルの人民委員会が担当する。また、公安機関が情報収集や刑事罰の処分を担当する。

地理的表示を含む知的財産権の侵害により損害を被った、または消費者・社会に損害をもたらす知的財産権の侵害を発見した組織・個人は、これら所管当局に対して処理請求の申請書を提出し、所管当局が申請書を審査し、侵害被疑者に対する調査を実施、これに基づき処罰決定を下す。

行政罰の対象となる侵害行為を行った組織・個人には、警告・罰金の制裁が科される（組織の場合には最大 5 億ドン（約 2 万米ドル）、個人の場合には最大 2.5 億ドン（約 1 万米ドル）。また、侵害の状況に応じ、偽造品・原材料等の没収、偽造品の生産・取引・提供の停止、侵害品の強制的破壊等の制裁が科される場合がある。

知的財産権の侵害行為に対する行政上の救済を受けるためのフローは次頁図のとおり。

¹¹⁰ 地理的表示を含む知的所有権の侵害に対して、行政上の救済手段を受けるための手続きについては、「知的財産における行政上の侵害に対する制裁に関する政令 No.99/2013/ND-CP」、「行政違反の処理に関する法 No.15/2012/QH13」、「検索に関する法 No.56/2010/QH12」、「政令 No.81/2011/ND-CP」等に規定されている。



また、知的財産法では、輸出入における水際措置（税関手続の停止）が規定されている。地理的表示を含む知的財産権の権利者は、税関総局の税関監督部に対して 2 年間の税関監視を要求することができ、この期間はさらに 2 年間延長することができる。この措置は、ベトナムの全ての税關において、ベトナムに輸入される全ての被疑偽造品/侵害品（以下、侵害被疑品）を検出するために行われる。

ベトナム国内に輸入される侵害被疑品が検出された場合、地理的表示の権利者は、その侵害被疑品についての税関手続の一時停止を求める要求を当該税關支署に提出することができる。一時停止が適用されると、知的財産権所有者は侵害被疑品に対して権利行使及び差止請求が可能である。税關で検出された侵害被疑品に対しては、民事・刑事救済も適用され得るが、一般には行政的救済が適用されている。

水際措置フローは下図のとおり。

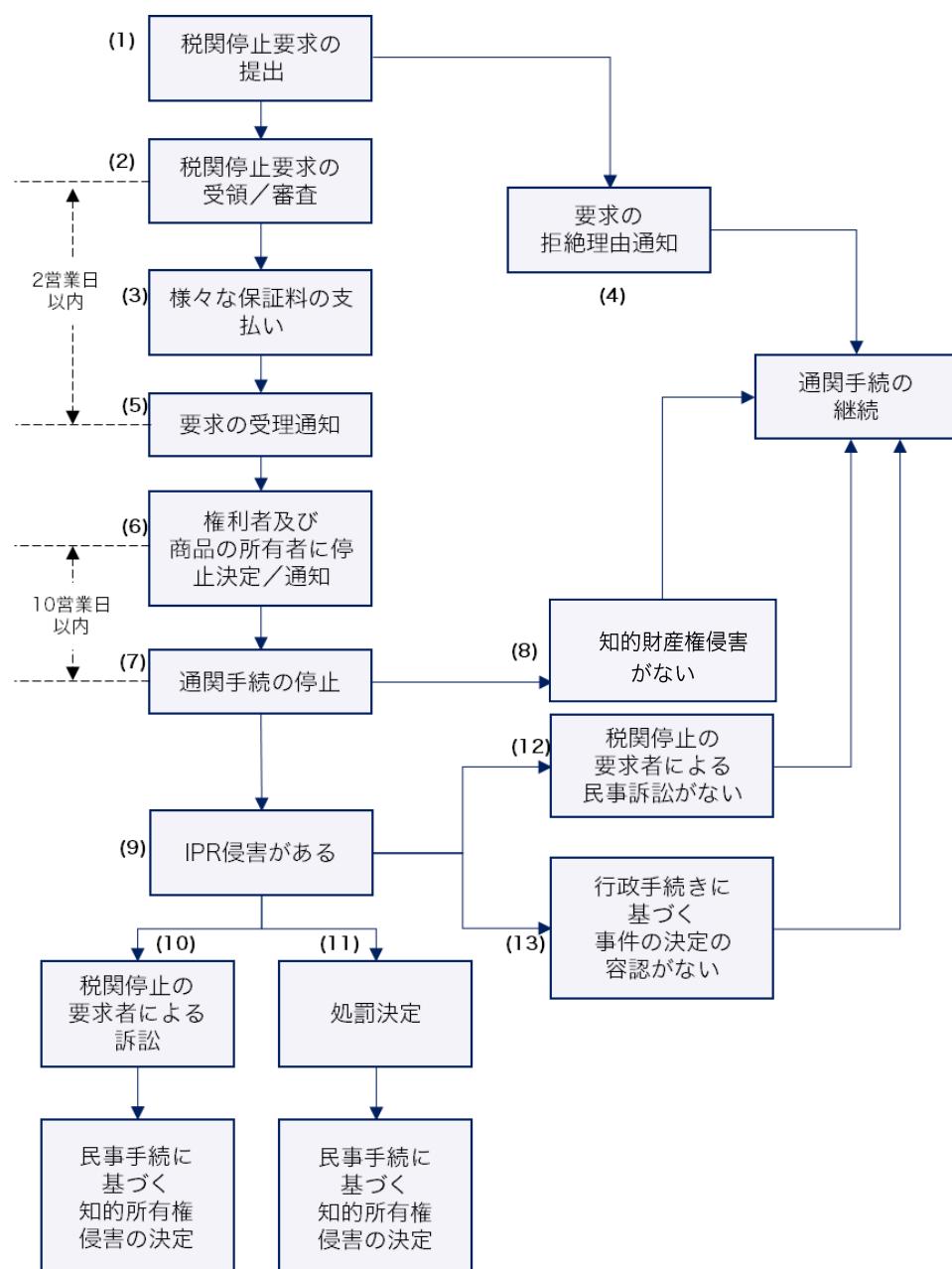


図 17 ベトナムの知的財産法に基づく水際措置（税関手続きの停止）の流れ

司法上の救済手段

地理的表示権を含む知的所有権への侵害に対し、権利者は地方裁判所に民事訴訟を提起し、差止め、評判の是正、謝罪、民事的義務の遂行、損害賠償、侵害品廃棄等の救済を求めることができる。また、侵害により回復不能な損害を被る恐れがある場合や、侵害容疑商品や関連証拠に散乱・廃棄の恐れがある場合には、裁判所に預託金を預けることによって、暫定的措置を請求することができる。

なお、知的財産権事件の場合、被告が居住地または勤務地を有し、または本社を有する地の地方裁判所において訴訟手続を開始しなければならないが、契約によらない損害に対する賠償に関する紛争の場合は、原告が住居地または勤務地を有し、または本社を有する地または侵害が生じた事件を知るに至った地の地方裁判所に提訴することができる（民事訴訟法第 40 条）。

民事訴訟手続きのフローは下図のとおり。

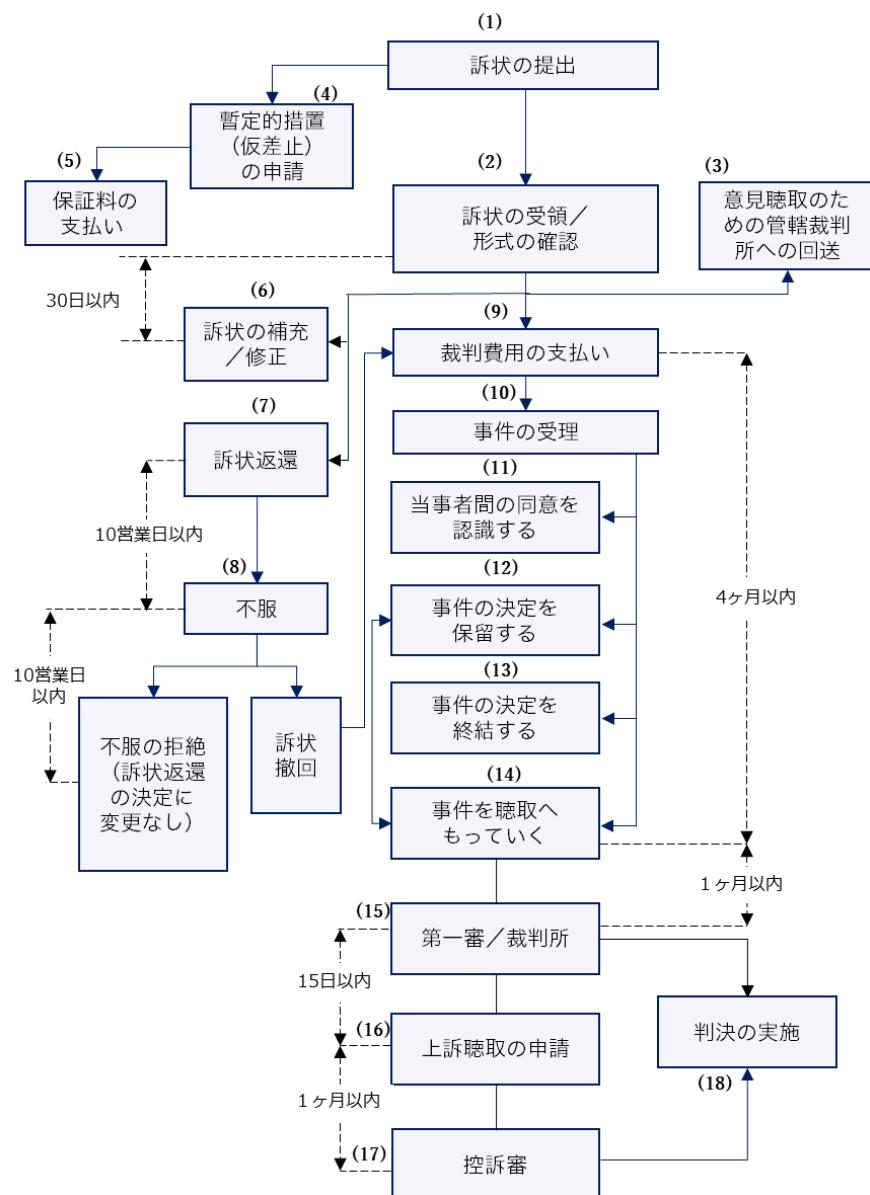


図 18 ベトナムの民事訴訟の流れ

また、知的所有権侵害に対しては、刑事上の救済を受けることができる。侵害行為を起こした者が個人の場合は 5,000 万~10 億ドン（約 2 千~4 万米ドル）の罰金若しくは 3 年の社会内刑（監視）または 6~36 か月の懲役刑が、組織の場合は 5~50 億ドンの罰金（約 2 万~2 百万米ドル）または 6~24 日間の業務停止が科される。

刑事訴訟手続きのフローは下図のとおり。

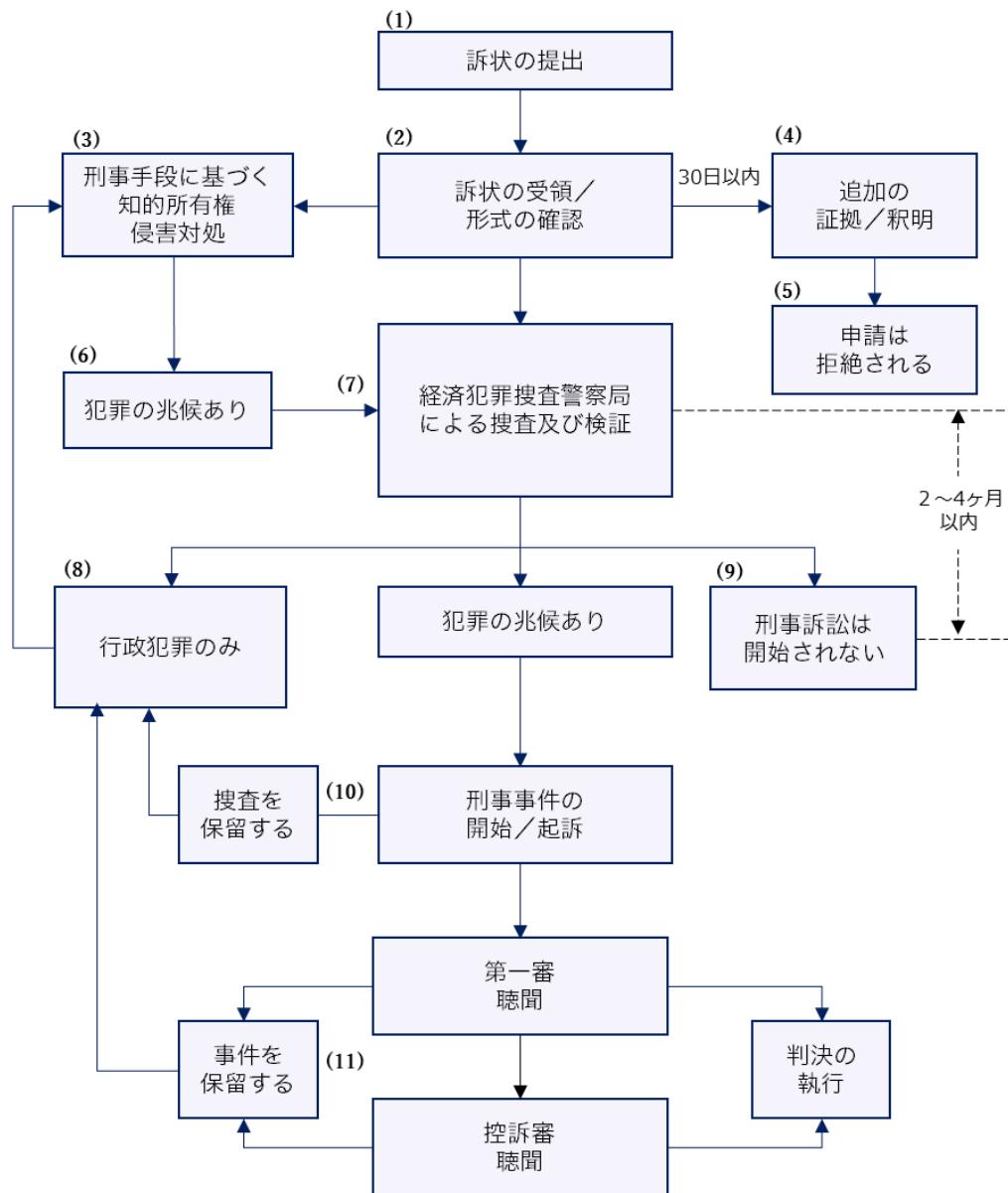


図 19 ベトナムの刑事訴訟の流れ

4.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

行政・司法手続きに要する弁護士費用は事案の複雑さにより異なる。弁護士費用は概ね 150~385 米ドル/時程度である。以下、料金の目安を示す（付加価値税（5%）、通信費等の実費を除く。）

行政上の手続き

通常の場合、一つの場所で生じた一つの知的財産権侵害を行政手続に従って処理する場合の弁護士費用は 6,000~10,000 米ドルの範囲である。

また、水際措置として税関総局に対して 2 年間の税関監視を申請し、事後処理・報告等を行った場合の弁護士費用は 2,000 米ドル程度である。侵害被疑品について、通関の一時停止を要求する場合の費用は預託金を除いて 5,000~6,000 米ドルである。

司法上の手続き

司法上の救済を受けるための弁護士費用は侵害の性質及び複雑さによって異なるが、通常の場合、民事訴訟・刑事訴訟共に各裁判所で判決を得るための料金は、12,000~18,000 米ドルの範囲内である。

なお、民事・商事紛争に係る裁判費用は次のとおり。

(i) 金銭的価値のない紛争事件

種類	裁判費用
民事紛争	30 万ドン
商事紛争	300 万ドン

(ii) 金銭的価値を有する紛争事件

係争中の資産の価値	裁判費用
民事紛争 600 万ドンまで	30 万ドン
商事紛争 6,000 万ドンまで	300 万ドン
民事紛争 600 万ドン - 4 億ドン 商事紛争 6,000 万ドン - 4 億ドン	係争中の資産の価値の 5%
4 億ドン - 8 億ドン	2,000 万ドン+係争中の資産の価値の 4%
8 億ドン - 20 億ドン	3,600 万ドン+係争中の資産の価値の 3%
20 億ドン - 40 億ドン	7,200 万ドン+係争中の資産の価値の 2%
40 億ドン以上	1 億 1,200 万ドン+係争中の資産の価値の 0.1%

4.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

ベトナムはこれまで、9つの多国間・二国間自由貿易協定を締結している。二国間協定としては、2014年1月2日に発効したベトナム・チリ自由貿易協定(VCFTA)¹¹¹で初めて地理的表示に係る規定を設けた。多国間協定としては、2018年12月30日に発効した環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)で地理的表示を取り扱っている他、2019年6月30日に署名したEUベトナム自由貿易協定(EVFTA)¹¹²では初めて相互保護について規定した。EVFTAはベトナムと他国の間で近年署名された地理的表示に関する最も重要な国際協定である¹¹³。

また、日本との関係では、ベトナムの知的財産庁と農林水産省が2017年6月、地理的表示の相互保護に関する協力覚書に署名しており、両国における地理的表示保護を促進するため、相互の地理的表示保護制度に関する情報交換等の取り組みが進められている。

EVFTA及びVCFTAにおける地理的表示の取り扱いは以下のとおり。

(1) EUベトナム自由貿易協定(EVFTA)

EVFTAの附属書12-Aでは、ベトナムで保護されるべきEU側のぶどう酒、蒸留酒、チーズ等169商品が保護の対象として指定された。一方、EUで保護されるべきベトナム側の地理的表示商品としては、魚醤、フルーツ、米、コーヒー等38商品が指定された。附属書のリストはいずれかの国の要請により追加・削除することができる。

EVFTAでは、追加的保護の範囲を農産物及び食料品にまで拡大しており、製品の真正の原産地が表示されている場合や地理的表示が翻訳されている場合、若しくは「種類」「型」「様式」「模倣品」等の表現を伴う場合であっても、保護の範囲が及ぶ。

なお、現行のベトナムの知的財産法では地理的表示保護対象商品の種類に特段規定がないが、EVFTAでは地理的表示保護範囲を、ぶどう酒、蒸留酒、農産物及び食料品に限定している。

(2) ベトナム・チリ自由貿易協定(VCFTA)

VCFTAでは、第3.10条において地理的表示について規定し、締約国がそれぞれ地理的表示登録制度を整備し、相手国政府による仲裁を得ることなく、地理的表示の登録申請を受けることを要求している。同協定では相互保護に関するリストの取り交わしは行われていないが、ベトナムはチリ側の「Pisco(蒸留酒)」について、「チリ」や「チリ産」など原産国を示す表記を伴っている場合には、これを地理的表示として保護するとしている。ただし、これによってペルー産の「Pisco」を地理的表示として認める権利は妨げられない。

¹¹¹ 協定本文：http://www.sice.oas.org/Trade/CHL_VNM/CHL_VNM_e/CHL_VNM_index_e.asp

¹¹² 協定本文：<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1437>

¹¹³ 2020年1月20日現在、協定は未発効で、ベトナム国会による批准承認と欧州議会による承認手続きを経て発効する。

4.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

4.5.1. 登録の状況

2019 年 12 月 15 日現在、ベトナムで登録されている地理的表示商品は 76 商品である。外国商品としては、Cognac (蒸留酒、フランス)、Pisco (蒸留酒、ペルー)、Scotch Whisky (蒸留酒、イギリス)、Isan Thai Lan Silk (シルク、タイ)、Kampong Speu Palm Sugar (ヤシ砂糖、カンボジア)、Kampot Pepper (胡椒、カンボジア) の計 6 品目が登録されている。

また、団体商標が 971 件、証明商標が 270 件登録されている。

これら登録のうち約 8 割が農産品であり、残りが地域の伝統的な手工芸品などとなっている。地域別ではメコンデルタ地域が最も多い 284 商品、次いで北中部が 279 商品、紅河デルタ地域 218 商品などとなっている。¹¹⁴

表 25 ベトナムの地理的表示及び証明商標・団体商標の登録数（2019 年 10 月 31 日現在）

	保護の形態	登録数		
		農産物	その他	合計
1	地理的表示*	65	5	70
2	証明商標	258	12	270
3	団体商標	773	198	971
	合計	1,096	215	1,311

出展) ベトナム知的財産庁

注) *地理的表示はベトナム産に限る。この他に、外国製品が 6 品目登録されている。

4.5.2. 紛争事例

ベトナムの判例検索サイト¹¹⁵では、地理的表示の案件は確認できなかった。インターネット検索に基づくベトナムの地理的表示にかかる主要な国際的な侵害・国際紛争事例としては、以下が挙げられる。

バンメトートコーヒー

バンメトート（ダックラック州）はベトナム最大のコーヒー産地で、バンメトートコーヒーは 2005 年

¹¹⁴ 知的財産庁 2019 年 12 月 25 日付記事「地理的表示、団体商標/証明商標の登録、管理と発展」

(

¹¹⁵ www.caselaw.v

に地理的表示登録された。ダックラック州人民委員会及びバンメトートコーヒー協会は、中国・広州のコーヒー企業が 30 類でバンメトートを商標登録していることについて、中国当局に廃止を要請し、2014 年にこれが認められて中国企業による商標登録申請は廃止されている。¹¹⁶

コニャック

フランスのコニャックは、ベトナムで地理的表示登録されている外国産品の一つであるが、ベトナム企業が「Remus Fines Cognac」の商品名でオーストラリア産の蒸留酒を輸入・販売していたため、市場管理局が、コニャックの地理的表示の侵害に当たる可能性があるとしてこれを摘発した。同商品には、「オーストラリアから輸入されたアルコール及びレムス酒で作られた」という原産地に関する記載があったものの、知的財産法第 129 条第 3 項の追加的保護に関する規定に基づき、地理的表示コニャックの侵害に当たるとの判断が示された。¹¹⁷

4.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、ベトナムにおける商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 3 団体、地理的表示登録申請中が 6 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、ベトナムで不正利用を確認したケースがあつたかどうかという質問に対して、不正利用があつたと答えた団体は 2 団体であった。

(2) 商標登録状況の確認結果

また、商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している産品について、ベトナムにおいて権利者または関連団体等による商標登録が確認できたのは申請中のものも含め 5 産品である。権利者以外による商標登録は確認できなかった。

¹¹⁶ <https://vietnam-business-law.info/blog/2017/7/17/online-publication-of-courts-judgments-in-vietnam>
<https://english.vov.vn/economy/abolishing-chinas-buon-me-thuot-coffee-trademark-273778.vov>

¹¹⁷ <https://asia.nikkei.com/Economy/Vietnam-blows-hot-and-cold-over-intellectual-property>

表 26 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（ベトナム）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2020年1月8日現在）	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有 (ベトナム)	不正使用	地理的表示権利者等による出願	その他の個人/企業等による出願
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 但馬牛、但馬ビーフ (2014年出願 2016年登録)	
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 神戸ビーフ、神戸牛、神戸肉 (2014年出願 2015年登録) ※神戸ビーフとして 35, 43類での登録もある。	
13	市田柿	みなみ信州農業協同組合	地理的表示登録申請中	事例有		一般商標 市田柿 (日本の個人が 2018年出願・ 審査中、29, 30類)
31	みやぎサーモン	みやぎ銀ざけ振興協議会	地理的表示/商標登録出願中			
41	プロシュットディパルマ	コンソルツィオ デル プロッシュット ディ パルマ		事例有		
56	近江牛	一般社団法人滋賀県畜産振興協会			一般商標 近江ビーフ (2012年出願 2013年登録)	
58	鹿児島黒牛	鹿児島県肉用牛振興協議会	地理的表示登録申請中			

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：ASEAN 商標検索 <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>ベトナム国家知的財産庁（NOIP）ウェブサイト 商標検索 <http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearch.php>